

○総務省訓令第 号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別紙 1（第 4 条関係）無線局の局種別審査基準 〔第 1 ～第 10 略〕 第 11 無線標定業務の局 1 無線標定陸上局 無線標定陸上局は、次に掲げる条件に適合していること。 〔(1)～(4) 略〕 (5) 指定する電波の型式、周波数、占有周波数帯幅及び空中線電力は、 <u>主として沿岸監視等を行う無線局以外のもの</u> にあつては別表 1 に定める範囲内のもの（気象観測に使用する無線標定陸上局であつて 5,250MHz を超え 5,372.5MHz 以下又は 9,700MHz を超え 9,800MHz 以下の周波数を使用するものを除く。）、主として沿岸監視等を行う無線局にあつては設備規則第四十九条の四の二の三に定める範囲内のものであること。 2 無線標定移動局 (1) 電波の型式、周波数及び空中線電力の選定は、 <u>主として沿岸監視等を行う無線局以外のもの</u> にあつては別表 1 に定める範囲内のもの、 <u>主として沿岸監視等を行う無線局にあつては設備規則第四十九条の四の二の三に定める範囲内のものであること。</u> この場合、空中線電力は、当該無線局の開設の目的を達成するのに必要最小限のものであること。 〔(2)～(7) 略〕 〔第 12 ～第 26 略〕 別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 第 1 航空海上関係 〔 1 ～22 略〕 23 <u>主として沿岸監視等を行う無線標定業務の無線局</u> <u>主として沿岸監視等を行うことを目的とし、9,700MHz を超え 9,800MHz 以下又は 9,800MHz を超え 9,900MHz 以下の周波数の電波を使用する無線標定業務の無線局（以下「沿岸監視用レーダー」という。）の審査は、別紙 1 の第 11 によるほか、次の基準により審査を行う。</u> (1) <u>無線局の目的は、公共業務用又は一般業務用であること。</u> (2) <u>通信事項は、次のいずれかであること。</u>	別紙 1（第 4 条関係）無線局の局種別審査基準 〔第 1 ～第 10 同左〕 第 11 無線標定業務の局 1 無線標定陸上局 無線標定陸上局は、次に掲げる条件に適合していること。 〔(1)～(4) 同左〕 (5) 指定する電波の型式、周波数、占有周波数帯幅及び空中線電力は、 <u>別表 1 に定める範囲内のもの（気象観測に使用する無線標定陸上局であつて 5,250MHz を超え 5,372.5MHz 以下又は 9,700MHz を超え 9,800MHz 以下の周波数を使用するものを除く。）</u> であること。 2 〔同左〕 (1) 電波の型式、周波数及び空中線電力の選定は、 <u>別表 1 に定める範囲内のものであること。</u> この場合、空中線電力は、当該無線局の開設の目的を達成するのに必要最小限のものであること。 〔(2)～(7) 同左〕 〔第 12 ～第 26 同左〕 別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 第 1 〔同左〕 〔 1 ～22 同左〕 〔新設〕

- ア 無線標定に関する事項
- イ 災害対策・水防に関する事項
- ウ 防災行政事務に関する事項
- エ 海上保安事務に関する事項
- オ 原子力関係業務に関する事項

(3) 使用する周波数帯は、送信用終段増幅器にマグネトロンを使用するものの場合は9,700MHzを超え9,800MHz以下とし、半導体素子を使用するものの場合は9,700MHzを超え9,800MHz以下又は9,800MHzを超え9,900MHz以下であること。

(4) 設備規則第49条の4の2の3に定める条件に適合するものであること。

(5) 他の無線システムに対する混信その他妨害の防止

ア 気象観測に使用する無線標定陸上局（9,700MHzを超え9,800MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）に対する混信妨害の防止

沿岸監視用レーダーの申請者に対し、既に開設されている気象観測に使用する無線標定陸上局（技術計算により混信の恐れがあることが判明したものに限る。）との間で、当該沿岸監視用レーダーとの帯域内干渉を防止するために、送信スペクトラムの抑圧を考慮した離隔距離、見通し条件等について、当該無線標定陸上局の免許人との間で合意していることを確認すること。

イ C S放送受信設備に対する混信妨害の防止

沿岸監視用レーダーの申請者に対し、C S放送受信設備に対する干渉閾値レベル（pdf1r）等を踏まえ、設置場所における見通し条件などからC S放送に係る人工衛星局を運用する電気通信事業者との間で運用調整を行い、合意していることを確認すること。

また、周波数の指定の際には、「この周波数の使用は、C S放送受信設備に妨害を与えない場合に限る。」旨の附款を付すこと。

ウ 設備規則第49条の4の3に規定する無線設備を用いる無線局（以下このウにおいて「航空機搭載型合成開口レーダー」という。）に対する混信妨害の防止

沿岸監視用レーダーの申請者に対し、沿岸監視用レーダーの開設後に航空機搭載型合成開口レーダーに有害な混信を与えた場合には、混信が発生した旨を総務省又は沿岸監視用レーダーの運用者等に対して通報した者との間で混信を避けるための対策を実施することを含む運用調整をし、合意を行う旨を確認すること。

エ 設備規則第45条の12の9に定める航空機用気象レーダーを用いる無線局に対する混信妨害の防止

沿岸監視用レーダーの申請者に対し、沿岸監視用レーダーの開設後に航空機用気象レーダーに有害な混信を与えた場合には、混信が発生した旨を総務省又は沿岸監視用レーダーの運用者等に対して通報した者との間で、混信を避けるための対策を実施することを含む運用調整をし、合意を行う旨を確認すること。

[第2～第5 略]

[第2～第5 同左]

附 則
この訓令は、令和 年 月 日から施行する。